

様式第1号（3関係）

審査基準

令和5年8月8日作成

法令名	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項	第39条
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）	静岡県知事、静岡県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準	<p>車両の使用者の申出を受けた静岡県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標準処理期間	14日
申請先	車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課
問合せ先	同上
備考	